

広島県告示第七百三十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定によって、指定相談支援事業者として次の者を指定した。

平成二十年九月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス事業所	指定年月日
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所在地	
医療法人社団和恒会	地域活動支援センターふたば	平成二十年三月一日
社会福祉法人府中町社会福祉協議会	府中町地域活動支援センターふれあい	平成二十年八月一日
安芸郡府中町浜田本町五番二五号ふれあい福祉センター	安芸郡府中町浜田本町五番二五号ふれあい福祉センター	